

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	汚染除去等計画に係る変更命令	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第4項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋） （汚染除去等計画の提出等） 第81条の9（略） 一～三（略） 四 汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	堺市行政手続条例第13条第2項第3号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	

別紙

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

（実施措置に係る技術的基準）

第48条の42 条例第81条の9第4項の実施措置に関する技術的基準は、次条及び第48条の44までに定めるところによる。

（実施措置の実施の方法）

第48条の43 別表第18の7の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表の2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の3の項に規定する遮断工封じ込め、同表の4の項に規定する不溶化、同表の7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の8の項に規定する土壌入換え並びに同表の9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第18の9に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置を講じるものとする。

一 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置管理区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の変更の施行方法が知事が別に定める基準に適合していること。

二 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

三 要措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合にあつては、別に定める方法により当該土壌の管理有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。

四 要措置管理区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあつては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

（廃棄物埋立護岸において造成された土地における実施措置）

第48条の44 次に掲げる基準に従い港湾法第2条第5項第9号の2に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であつて、同条第1項に規定する港湾管理者が管理するものについては、実施措置が講じられている土地とみなす。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号の基準